

令和4年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
令和4年3月8日(火曜日)  
午前10時00分 開会

都市整備部長 米澤 勝君  
市立美唄病院事務局長 今澤 清隆君  
消 防 長 相馬 一司君  
総務部総務課長 平野 太一君  
総務部総務課長補佐 高橋 修也君

### ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 ロシア連邦によるウクライナへの侵  
攻に断固抗議する決議  
第3 一般質問

教育委員会教育長 天野 政俊君  
教育委員会教育部長 阿部 良雄君

選挙管理委員会委員長 中田 礼治君  
選挙管理委員会事務局長 日下 聡君

### ◎出席議員(14名)

議長 金子 義彦君  
副議長 桜井 龍雄君  
1番 森 明人君  
2番 伊藤 真久君  
3番 齋藤 久美夫君  
4番 山上 他美夫君  
5番 本郷 幸治君  
6番 山崎 一広君  
7番 川上 美樹君  
8番 楠 徹也君  
9番 松山 教宗君  
10番 紫藤 政則君  
12番 谷村 知重君  
13番 小関 勝教君

農業委員会会長 今田 邦彦君  
農業委員会事務局長 水上 洋輔君

監査委員 西尾 正君  
監査事務局長 橋本 光明君

### ◎事務局職員出席者

事務局 局長 村谷 昌春君  
次 長 門田 昌之君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 紫藤政則議員

12番 谷村知重議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、決議案第1号ロシア連邦によるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議を議題といたします。

### ◎出席説明員

市 長 板東 知文君  
副 市 長 市川 厚記君  
総 務 部 長 猪谷 憲恭君  
市 民 部 長 松田 公史君  
保 健 福 祉 部 長 高橋 英雄君  
経 済 部 長 土屋 貴久君

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

8 番楠徹也議員。

● 8 番楠徹也議員（登壇） ただいま議題となりました、決議案第 1 号ロシア連邦によるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### ロシア連邦によるウクライナへの 侵攻に断固抗議する決議

ロシア連邦のプーチン政権のウクライナへの侵攻は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことはできない。既に先制攻撃により多数の民間人を含む人々の命が奪われている。

ミサイルなどの爆撃により、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命が危ぶまれる事態である。

このような武力を背景にした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので看過できない。

ここに美唄市議会は、ロシア連邦に対し、ウクライナへの侵攻、軍事行動を直ちに中止するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシア連邦に対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア連邦軍の撤退を求めるよう要請する。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 8 日

美唄市議会

以上、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

● 議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました、決議案第 1 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**決議案第 1 号ロシア連邦によるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議**は、原案のとおり**可決**されました。

● 議長金子義彦君 次に日程の第 3、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

7 番川上美樹議員。

● 7 番川上美樹議員（登壇） 令和 4 年第 1 回市議会定例会におきまして、大綱 2 点について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の 1 点目は、医療行政について。新市立美唄病院の建設について伺います。令和 3 年度では、基本設計を行うこととなっていたところですが、以下の 4 点について市長に伺います。1 つ目は、現在の建設に関わる進捗状況はどうなっているのか。また、今後のスケジュールについては、どのようになっているのか。2 つ目は、建設の事業費について、現段階ではどのように考えられているのか。その際の市民負担については、どのように考えているのか。3 つ目は、市長の公約である通院バスについては、実現に向け、どのよう

に進んでいるのか。4つ目は、医師の確保の見通しについて、どのようになっているのか市長に伺います。

大綱の2点目は、教育行政についてです。コロナウイルス感染症拡大に伴い、生活が困窮する家庭が増える中、節約の為、児童生徒が、生理用品を購入することができず、交換の回数を控えたり、トイレットペーパーで代用する実態があると、全国的に報道されております。月経は人間が生まれるために、女性の身体に備わった自然の現象であり、タブー視することなく、誰もが生きやすい社会づくり、学校環境づくりを実現すべきと思います。特に10代におきましては、健康の基盤となる心身をつくり上げる時期であり、経済的理由から生理用品が十分使えず、健康的な生活が脅かされる状態はあってはならないと私は考えます。

そこで、次の2点について伺います。1つ目は、生理用品の設置について。児童生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために、学校施設の女子トイレ個室に返却不要の生理用品を設置すべきと考えますが、このことについてどのように考えているのか。2つ目として、養護教諭等に心や身体の悩みを気兼ねなく相談できる環境を整備すべきと思いますが、このことについては、どのようにお考えか、教育長に伺います。

●市長板東知文君（登壇） 新しい市立美唄病院の建設についてであります。はじめに、進捗状況につきましては、基本設計の策定に当たり、建築の技術的知識を持つコンストラクションマネージャーによる設計内容や事業費の妥当性についての検証、北海道大学大学

院工学研究院の森教授による専門的な知見、市民委員の皆さんからのご意見、市議会でのご議論、さらには総務省自治財務局準公営企業室と基本設計の内容について、協議を行ってきたところであり、本年3月末までに、予定通り策定してまいります。今後のスケジュールにつきましては、新年度より実施設計及び施工に取り組むこととしており、事業手法としては、「デザインビルド方式」により、本年4月に募集公告し同年7月に事業者選定、翌8月に契約を予定しており、その後、実施設計に取り組むとともに、令和5年度中の完成を目指し、建設工事に着手してまいりたいと考えております。

次に、病院建設費につきましては、基本設計による市場における労務費、資材費等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、現時点の概算工事費を約29億円と見込んでいるところであります。これは、基本構想・基本計画策定時より約2億7,000万円の増額となっており、主な要因といたしましては、一般社団法人建設物価調査会の統計による、建設物価建築費指数において、本年1月現在、対前年比約7%上昇していることから、この影響によるものと考えております。また、市民負担につきましては、事業費が、基本構想・基本計画策定時の総事業費約35億円と比較し、37億7,000万円と増えましたが、実質的な年間返済額を市民1人当たりで割り返した額では、医療等拠点施設整備基金の積み増しや、これまで総務省へ要望してきた「公立病院等に対する地方財政措置における建設改良に係る交付税措置」が新年度から1平米当たり36万円から40万円に拡充されることにより、病院事

業債の普通交付税の増額が見込めるため、現時点では市民負担が軽減するものと考えております。

次に、通院バスの運行につきましては、現在、建替えを進めている市立美唄病院の進捗状況や広域的な医療連携、とりわけ、地域医療構想調整会議の動向などを踏まえ、バス事業者や近隣の中核病院などの関係機関と協議・検討を行い、市民の利便性の高い通院バスの運行手段の確保に取り組んでまいります。

次に、医師の確保の見通しにつきましては、道内大学医局はもとより医師の派遣を受けている道外大学医局、国、北海道東京事務所、公益財団法人北海道地域医療振興財団等を訪問し、市立美唄病院の現状と建替え計画について説明し、医師の派遣を要請するとともに、求人に対する情報の提供を受けているところであり、新しく建設する病院の計画を説明しながら、引き続き医師の確保に向けて、最大限努めてまいります。

●教育長天野政俊君（登壇） 児童生徒における「生理の貧困」対策についてであります。「生理の貧困」につきましては、国の調査や報道などで承知しているところでありますが、現在のところ、学校からは経済的な理由で「生理用品」が購入できない児童生徒がいるというお話は伺っていないところです。「生理用品」につきましては、各小中学校の保健室に配置しており、急に「生理用品」が必要になった場合、児童生徒からの申し出により対応しているところであります。学校への「生理用品」の配置につきましては、衛生面や補充管理などの課題もありますが、今後、各学校における相談の状況などを把握し、配置の

必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、学校内における相談体制についてありますが、身体の発育・発達については、小学校4年生の体育科の保健領域で、男性・女性の身体の変化や生理の仕組みを学んでいるほか、養護教諭からも宿泊研修前に生理についての指導を行っており、中学校においても、宿泊研修や修学旅行の前にアドバイスを行っているところでございます。また、学校生活においては、児童生徒が体調不良や身体のことによって不安や悩みがあるときには、養護教諭や担任などに、いつでも相談できる環境や支援の体制が整っているところであります。今後におきましても、児童生徒から相談を受けるときは、その気持ちに寄り添いながら、よく話を聞き、暖かい指導・助言を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

●7番川上美樹議員 大綱1点目の医療行政について。新市立美唄病院の建設費についてですが、ご答弁いただいた内容では、基本構想・基本計画の策定が終わり、総事業費は、当初約35億円と想定されておりましたが、現在では37億7,000万円と見込まれ、2億7,000万の増額になったというところかと思えます。しかし、増額になったものの、ふるさと納税などのそういった「美唄を応援する」という基金が好調であったということから、大きな増収があったと。この増収した一部は病院建設に使用できる財源となり、その結果、建設費は増額する見込みとなるが、市民負担は今まで想定したものより減るという現状に、今、基本設計が終わったところで、見通しが出て

きたということなのかと思います。この事業費が高くなるということの主な原因として、建設資材の高騰があげられますけれども、これについて私も報道で存じておりましたが、先日、国交省のほうに確認をいたしました。建設資材については、木材が非常に高くなっているということ。そして鉄鋼材においても、昨年から急高騰しているということ。また、コロナ禍により、資材の輸入が円滑に進んでいないということ。また、外国人労働者が国内に入れないということにより、人材不足で人件費が高騰している。こういうことなどが原因で資材におかれましても、30%ぐらい高くなっているということが全国に及んでいると国交省の方から確認をいたしました。このことは、私たちの日常生活においても、例えばガソリン価格が上がったとか、日用品が相次いで値上がりしているということを見ても、理解はしているところです。ただ、このことについて、今まで市民に示していた建設費が高くなる、このことについては本市の医療体制を確保するためには必要であるということを丁寧にわかりやすく、市民に繰り返し説明をする必要があると私は考えます。改めて、このことについて市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、医師の確保について伺いますが、以前にも医療スタッフの確保のためには「地域医療連携推進法人制度」について検討してはどうかというお話をさせていただいたと思いますが、これは不足する職種を補うことや、人材育成のために医師や看護師を、病院間で相互派遣できるというメリットが多々あると伺っております。この制度については、どの

ように検討が進んでいるのか、改めてこのことについて市長に再度伺います。

●市長板東知文君 市民の皆さんへの説明についてであります。これまで、「市立美唄病院建替え事業」につきましては、本市にとって、必要な市立病院とは何かを市民目線で明確化するために設置しました「市立美唄病院建替え基本構想・基本計画策定市民委員会」での提言を基本といたしまして、さらには総務省、北海道、学識経験者などのご意見も踏まえ、さらにはパブリックコメントの手続きを経て、基本構想・基本計画を策定し、その内容を市民説明会の開催や、市長とのふれあいトークで市民の皆さんに説明してきたところでございます。今後につきましても、建替えに向けた取組が進む中で、市民説明会、広報紙メロディー、市ホームページ等を通じて、広く市民の皆さんに取組経過をお知らせするなど、市民の皆さんとの情報の共有を十分図りながら、建替え事業を進めてまいります。

次に、「地域医療連携推進法人制度」につきましては、市民委員会による、「市立美唄病院建替え基本構想・基本計画」での提言書において、地方公営企業法の「全部適用」と地域医療連携推進法人の設立について、検討するよう提言を受けているところであります。今後につきましては、令和4年度中に策定を予定している「公立病院経営強化プラン」の中で、地方公営企業法全部適用時期について盛り込むとともに、地域医療連携推進法人設立については、近隣自治体や関係する法人との協議を進めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

4番山上他美夫議員。

● 4番山上他美夫議員（登壇） 令和4年美  
唄市議会定例会におきまして、大綱1点、市  
長にお伺いいたします。

昨年末に、美唄市の人口は2万1人となり、  
この状況は2017年に社人研が発表した人口推  
計に近い形で人口減少が進んでいて、10年後  
には1万5,000人という予測が現実味を帯び  
ております。人口減少による弊害は、行政の  
財政規模縮小や企業や商店サービス業の減少、  
公共交通の縮小などと様々ありますが、その  
中でも働き手の不足は深刻であり、働き手不  
足が企業やサービス業の撤退につながり、さ  
らに人口減少を招く悪循環となります。美唄  
市の求人状況は、ハローワークに確認したと  
ころでは、今現在、コロナ感染症の影響によ  
り、求人倍率は1前後で落ち着いているとい  
うことではありますが、2020年の「美唄市人  
口ビジョン」のデータによると、コロナ感染前  
の2019年の美唄市の有効求人倍率は1.3倍以  
上であり、働き手の不足は人口減少とともに  
増加する傾向があり、コロナ感染症の収束後  
の雇用環境が大変気になるところであります。  
市内の老人施設に確認したところ、職員や介  
護士不足で、施設は定員までの入居を受け入  
れ出来ない施設もあり、また冬季間の屋根雪  
下ろしについても、従業員の不足により注文  
に応じ切れないということをお聞きしてお  
ります。そこで、空知団地に進出が決定したミ  
リオ化粧品は、雪解け水の生成工場を今年の  
12月、操業開始する予定ですが、将来的には  
工場を拡張し、100人規模で雇用を予定して  
いると発表しておりますが、100人の求人に対  
しての労働確保は可能なのか、とても心配な  
ところあります。さらに、空知団地への企業

誘致を促進するために、市は次年度予算で「W  
DCプロモーション事業」として予算付けを  
して、データセンターや関連産業の集積促進  
を構想していますが、今後、進出企業が増え、  
求人も増加した場合に、労働力の確保ができ  
るのか、大変気になるところであります。各  
種報道によれば、大学生の新卒採用は、今年  
からは売手市場になるとの報道が目立ち、さ  
らに、道内の各自治体や企業では労働者の不  
足に対応するために、外国人労働者の採用を  
増やしており、北海道労働局の資料によれば、  
2019年には全道で2万4,387人の外国人労働  
者を受け入れており、過去5年間で外国人労働  
者が倍増している状況であり、今後もま  
す増えると推測しております。昨年、美唄  
市で開催された市長肝煎りの北海道都市問題  
会議において、事前の開催地の紋別市は、人  
口が美唄市と同等の2万人前後ではありますが、  
500人近くの外国人が雇用されており、都市問  
題会議の挨拶の中で、宮川紋別市長は、「外国  
人との共生社会を目指している」との話をさ  
れておられました。また、紋別市のホームペ  
ージを見ると、日本語学校の開設も計画され  
ています。厚生労働省では、令和2年から外  
国人材が職場や地域で円滑に定着できること  
を目的とした「地域外国人材受け入れ・定着  
モデル事業」を開始し、そのモデル地域とし  
て、北海道、群馬県、福井県、岐阜県、鹿児  
島県の5地域が選ばれています。その内容は、  
全道各地で外国人雇用セミナーを開催し、外  
国人材に対する募集、採用の方法や定着に向  
けたノウハウなどについて支援する事業で、  
国や北海道の労働者の確保のために、外国人  
の雇用について真剣に取り組んでいます。美

唄市も、今後空知団地への企業誘致を進めていくには、雇用の確保は最重要課題となりますが、市として、これらの問題について、どのようにお考えなのか、以下の3点についてお尋ねいたします。

1つ目、空知団地に進出するミリオナ化粧品は、将来的に工場を拡張し100人規模の雇用を予定しているとあるが、その事業計画に対する労働者の確保を誘致する側の美唄市として、どのように考え、また、労働者の確保のためにどのような対策を考えているのか、お尋ねします。

2つ目に、道が取り組んでいる「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」について、美唄市は調査・研究し、導入する考えはないのか、お尋ねいたします。

3つ目に、美唄市の人口減少に伴うまちの衰退防止や労働者不足の対策として、外国人雇用を促進するために、日本語学校の開設も重要であると考えますが、美唄市として取り組む考えはないのか、お伺いしたいと思えます。

●市長板東知文君（登壇） 企業の進出に対する雇用者の確保についてであります。空知団地でのホワイトデータセンター構想の事業化や関連クラスター企業の進出により、今後、新たな雇用者の確保が必要となります。このため、「産業振興条例」による雇用支援と併せて、市内及び近隣市町村に対する企業説明会の開催支援やU I Jターンの促進のほか、美唄市シルバー人材センターなどの人材派遣事業者や地元商工会議所、ハローワークなどの関係機関と連携し、雇用の確保に向けた必要な対策をしっかりと講じてまいります。

次に、「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」についてであります。厚生労働省が公募により北海道を含む5道県をモデル地域に選定し、労働局と道県庁が連携を図りながら、地域の特性を生かしつつ、「働きやすい職場」、「住みやすい地域」を作ること、外国人材が円滑に職場・地域に定着できるよう、協調して施策を実施する事業であります。この事業においては、国が道内の事業者に対し、対象業種である介護事業、飲食料品製造業、農業事業者へ直接募集を実施しておりますが、本市からの応募事業者はなかったものと承知しております。

次に、日本語学校開設の考えについてであります。今年度、市が実施しました労働基本調査では、「外国人材を雇用している」または「検討中」が20社程度あることから、令和4年度においては、市内の全事業者を対象に、外国人材の雇用に関する企業の意向などについて、さらに詳細な調査を行ってまいります。日本語学校の開設につきましては、現在のところ、具体的な検討に至っておりませんが、今後、先進地である東川町の取組などを参考にしながら、商工会議所やハローワークなど、関係機関と連携し、調査・検討してまいります。

●4番山上他美夫議員 空知団地への企業誘致を今後より一層力を入れていくのであれば、企業誘致活動とともに、進出企業が労働力の確保に不安のない環境を整備していく必要があると考えております。ミリオナ化粧品が発表した100人規模の生産工場建設計画を実施するのであれば、受け入れ側の美唄市として、今から労働者の確保のために計画を立てるべ

きではないかと考えています。また、外国人労働者については、市内企業の調査では、「雇用している」または「検討中」が20社もあるということで、ご回答いただきましたが、結構多い数字だと思っております。今後の人口減少を考えた場合には、市内企業との協議を十分に進めながら、外国人労働者の雇用をしやすい環境づくりを進めていくのも行政の役割であると考えています。そして、その延長線上に日本語学校の開設も視野に入れて、雇用の確保はまちの賑わいを創出していくことが重要であると思われまます。これから10年先の美唄市を想像したときに、人口が1万5,000人に減りました。年寄りばかりで労働者は集まりません。働き手がないので、会社は市外に出ていきます。美唄市はますます衰退しましたという結果にならないよう、今から働き手の確保について検討していただくよう提案するところですが、この件についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

●市長板東知文君 外国人労働者の雇用についてであります。日本全体が急速に人口減少や高齢化が進む中、中・長期的な雇用対策としての大きな検討課題と認識しております。このため、来年度実施を予定している、市内全事業者を対象とした経済状況調査により、地元企業の意向など現状をしっかりと把握してまいります。また、日本初の公立日本語学校の運営などで、先進的に取り組んでいる東川町には現在、職員を派遣しているところであり、必要な情報を収集するほか、紋別市でも日本語学校の開設を検討していると承知しております。こういった先進事例を参考にしながら、商工会議所など関係機関と連携し、

調査・検討してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

10番紫藤政則議員。

●10番紫藤政則議員（登壇） 一般質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。本日、本会議冒頭、「ロシア連邦によるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議」が全会一致で採択をされました。私はこの採択に関して、とても時機を失しないものであると、大いに賛同すると同時に、私自身の考えを少しく述べさせていただいて、共有を深めたいと考えております。この紛争、言わば戦争を見て、核の持ち込みに言及する政治家が出ております。私は、武力によって平和は解決出来ないという理念を持っております。このときこそ、日本の平和憲法なり、美唄市が掲げるまちづくり基本条例の理念であります、国際平和の考え方、これらをやはりしっかりと再認識する必要があると、このように考えるわけであり、自分で情報をしっかりと選択して、情報操作についても自分の頭で考える、そういう市民が増えてくることを大いに期待して、以下、質問に入りたいと思います。大きく3つの項目に分けました。

最初の質問は、第三セクターについてであります。その1つは、第三セクターの定義等について。営利目的の民間企業と国や自治体がお金を出してつくった法人、これは第三セクターであると。第1セクターは行政、そして第2セクターは民間、それを合わせたのが第三セクターと理解をしております。市長は一般的に第三セクターというのはどんなもので、何のためにあるのか。この第三セクターの定義と事業の持つ意義について、どうお考

えになるのか、認識を伺いたいと思います。

2つ目は、改革に関する総務省の通知についてであります。これまで国が示した第三セクターの改革に関しては、地方公共団体等の財政再建に関する法律が出来まして、将来負担比率が第三セクター、言わば見えない組織、こういったものにも関与する、関係することになりました。そのために国があたふた動いたというのが背景にあるようで、これらの改革についての通知でありますし、国の技術的助言でありますから、分権改革以降は強制力を持たないものでありますけれども、市としてどんな取組を行ったのか。そして特に、その中に「議会への説明と住民への情報公開」についての国からの通知もございました。これらの認識、そしてどんな対応をしたのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

3つ目は、第三セクター「(株) 未来開発センター (BMC)」の事業目的とBMCに対する市行政の関与の状況について、お尋ねをいたします。最初にBMCの事業目的、定款にもあろうかと思っておりますけれども、これをお示しいただきたいと思っております。2つ目には、市行政の関与状況であります。既に設立されてから35、36年を経過すると承知をしておりますけれども、今日までの経緯について。次に、出資金額や出資比率、これは出資順位、これら出資状況について。それから、公共調達等の実績であります。公共調達でありますから、行政が関与するBMCとのつながりでございます。内容についてはお任せいたしますが、それらの実績が分かるようにお示しをいただきたい。3つ目に、市行政が関与するという場合、三セクに出資をするなり、それから役

員を配置する、そういう場合に留意すべきことは一体何か、そのことについての認識について、お尋ねをしたいと思います。

大きな2つ目は教員の働き方改革についてであります。小学校の先生の3割、中学校の先生の6割から7割、これが時間外労働80時間を超える、いわゆるブラック職場と言われて衝撃的な調査が出ていました。その後、文科省は改正給特法の法案を作りました。改正給特法によれば、2021年、昨年4月から「1年単位の変形労働時間制」の導入ができる状況になっています。この改正給特法による内容の中で、特に市教委、学校というのはどんな役割を担うことになっているのか、その内容と流れといたしまししょうか、学校の先生方と協議するのか、市教委は学校の意見を聞いて取りまとめて道教委等に報告するのか。それらの流れについて、伺いたいと思っております。

2つ目は、懸念事項についての認識についてであります。繁忙期に1日当たりの勤務時間を3時間増やして、その分を夏休みにまとめて休めば、教員の過重労働が解消できるというのはそんなことはなくて、かえって長時間労働の固定化を招くというような懸念が、専門家から指摘されておりました。指摘の内容については、長時間労働を抑制する効果が薄い、時間外労働が見えなくなる、導入の必要性はない。まとめ取りは状況によっては、可能な制度、現行制度でもそういうのはできる。夏休み期間中の出勤日も、残業は育児、介護に携わる教員への配慮がされにくくなる懸念が出されておりました。新聞でも大きく報道をされた記憶をしておりますが、これらについてのご認識について、教育長にお答えを

お願いしたい。次は、各学校における導入状況についてであります。お伺いすると、「1年単位の變形労働時間制」については、実施されなかったと承知しております。未実施となった理由、要因、議論経過について、お伺いをしたいと思います。

教員の働き方改革の4つ目ではありますが、働き方改革アクションプランの進捗についてであります。これは、平成にすると30年、アクションプランを美唄市でも作りました。私も見せていただきました。アクションが4つぐらいに分かれておりました、それらについて具体的な取組も記載がされております。現時点での進捗状況、特に労働時間の正確な把握というものは行ったのかどうか。これは持ち帰り時間です。学校の中で消化出来なくて、自宅に持ち帰って仕事をするというようなものも含めた、市内各学校の先生方の勤務実態、これらを把握したのかどうか。

「#教師のバトンプロジェクト」が、項目の最後でございますが、今年の3月に、文科省は「#教師のバトンプロジェクト」というものを開設いたしました。現場で日々奮闘する現職の教師、教職を目指す皆さんで、学校の働き方改革や新しい教育実践の事例、学校にまつわる日常、遠く離れた教師、ベテラン教師から若い教師に現職の教師から教師を目指す方々に、学校の未来に向けてバトンを繋ぐためのプロジェクトです。こういうことが書いてありまして、文科省が開設をしたわけではありますが、これは直ちに、いわゆる炎上ということになりまして、きれいごとじゃ済まない、学校現場の実情が非常に多くの方からの声が上がったわけであります。文科省と

すれば、こういった良い取組があって、それが働き方改革につながるぞという声に期待をして出されたのですが、最初は非常にブーイングが多かった。しかし、その中でその声を文科省がしっかり受け止める場面がございました。直接、教員の声を聞く、そういう場面も多く出たそうであります。このバトンプロジェクトについて、いわゆる上司の認諾を得んでいいよと、こういうことも文科省はお示しになっております。このことから、提言も出たそうであります。私は、これは常日頃、教育長にお話をしておりますが、美唄の教育の現場、統廃合が進みまして、小学校2校、中学校2校の4校になりました。これらの先生方の声を直接聞く、こういうことが必要ではないかと、文科省が始めたわけであります。ぜひ、そのことをお取り組みいただきたいという思いも込めて、教育長のご認識を問うものであります。

大項目の3つ目でございますが、いじめ、不登校について伺いたいと思います。現状と今後の課題であります。いじめ、不登校に関しましては、これはいじめに関するいわゆる法律も出来て、しばらくになります。そして不登校についても、今始まったことではなくて、美唄においても事例があると承知しておりますが、市内の各学校における状況と、市教委として取り組むべき課題について、以下伺います。その1つ、文科省調査等による、これは美唄市独自の調査があればそのことも含めてで結構ですが、認知件数と内容、そしてどんな傾向にあるのか。2つ目は、これらに対する学校、教委、市等の対応状況、法律の縛りがございまして、美唄市として基本計

画を持って進めている部分もあろうかと思いますが、わかりやすく説明をいただきたいと思います。そして保護者、地域の役割、これも重要であります。これらについての認識。最後であります、市教委として取り組む課題、これをどのように押さえているか、お示しをいただきたいと思います。

2つ目は子どもの「居場所」づくりについてであります。放課後に集う子どもたちの生活の場となりうる子どもの「居場所」について、市の現状と市としての取り組むべき課題について伺います。特に「子ども食堂」の開設、私はあったらいいなと常日頃思っている人間の1人ですが、これらの開設について、市として、あるいは市教委として、どちらでもいいですけれども、まとめてでも結構ですが、考え方を伺いたいと思います。

最後になりますが、「子どもの権利条例」についてであります。ご案内のとおり、お隣のまち奈井江町が2002年に条例をつくりました。具体的に、市町村合併でも、子どもの投票ということを実現しております。子どもが行政に対し、ものを言う機会の確保をいたしました。言わば参加であります。これらが先駆けとなりまして、今日まで、多くの自治体がこの権利条例の制定をしています。名称は様々ありますけれども、根っこにありますのは日本国憲法であり、児童の権利に関する国際条約であり、そして私は「美唄市まちづくり基本条例」の理念に合致するこれらに基づいて、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」など、子どもの権利について定めることについての考え方、ぜひ必要だという認識でありますが、この考え方についてお答えを

いただきたいと思います。

●市長板東知文君（登壇） 第三セクターについてであります、はじめに、その定義につきましては、総務省が平成26年8月に策定した、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」において、地方公共団体が出資または出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人並びに会社法法人をいうとされております。また、その意義としましては、行政の公益性と民間の資金や経営ノウハウを活用し、公共性、公益性が高い事業を、合理的、効率的な形で各種事業を行うことにより、地域の産業振興、文化振興、雇用創出など、地域の活性化が図られることにあると認識しております。

次に、第三セクター等の改革についてであります、平成21年に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、将来負担比率の算定において、第三セクター等の債務補修や損失補償の債務負担が捕捉されることとなって以降、総務省においては、平成25年度までの間に「第三セクター等の抜本的改革」を集中的に推進することとし、平成26年8月に策定した、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」においては、第三セクターの存廃を含めた抜本的改革の推進などが、地方公共団体に対し要請されたところでもあります。このため、市といたしましては「第三セクター等改革推進債」という地方債を活用し、平成27年、市財政の健全化を目的に「美唄市土地開発公社」及び「職業訓練法人美唄情報開発学園」の2法人を解散したところでもあります。また、議会説明や住民への情報公開につきましては、現在、地方自治法

の規定に基づき、市の出資率が50%を超える株式会社美唄ハイテクセンターにつきまして、毎年6月定例会において、経営状況を報告しているところであります。

次に、第三セクター、「(株) 美唄未来開発センター」についてであります。株式会社美唄未来開発センターの事業目的につきましては、定款におきまして、エレクトロニクス関連のハードウェア及び情報システムの設計・開発・販売・賃貸並びに受託計算サービスに関する業務、情報処理技術者及びハードウェアや技術者等の人材育成に関する業務、身体障害者がい者のためのコンピュータ技術訓練及び福祉関連コンピュータシステムの設計・開発・販売・賃貸に関する業務、コンピュータによる情報サービス及びコンサルティング業務、不動産の賃貸・管理に係る業務、有価証券の保有及び運用に関わる業務、医療機器の設計・開発・販売・賃貸に関する業務、電気、通信機器の設計・開発・販売・賃貸に関する業務、地方自治法による指定管理者制度に基づく公共施設管理に係る業務、以上となっております。

次に、市の関与状況につきましては、経緯といたしまして、昭和60年より市内にコンピュータ関連の専修学校とソフトウェア工場の設立を目指し、市や商工会議所などが設立準備グループを設置し、官民一体となった第三セクター「美唄未来開発センター」が昭和61年に設立され、以来、現在に至るまで役員を配置しております。また、これまで行政事務につきましては、ソフトウェア開発、運用保守、ネットワーク構築、各種コンサル業務、公共施設管理業務、各種ハードウェア機器販

売に取り組み、公共性・公益性の高い役割を担い、現在に至っております。

次に、出資状況につきましては、令和4年1月現在、市の持株数は200株、金額にして1,000万円、比率では17.6%であり、持株数第2位となっております。

次に、公共調達等の実績につきましては、物品購入の主な実績としまして、令和2年度では、小中学校ICT機器整備等に関わる購入が3件で、契約額は6,161万円、令和3年度は図書館除菌機の購入が1件で、契約額は112万円となっております。また、委託料の主な実績につきましては、令和2年度は、総合住民情報システム運用業務4,548万円、図書館施設管理業務4,265万円、証明書コンビニエンスストア交付システム構築業務1,020万円など、契約額は1億3,611万円、令和3年度では、総合行政クラウドサービス業務6,309万円、総合住民情報システム運用業務4,529万円、図書館施設管理業務4,264万円など、契約額は2億337万円となっております。

次に、市行政が関与する際、留意すべきことについての認識につきましては、第三セクター「美唄未来開発センター」の経営状況に関して、国の指針に基づき健全な経営がされるよう、常に経営状況を把握し、助言などを行うことが必要であると認識しております。

次に、子どもの「居場所」づくりについてであります。放課後に集う子どもたちの生活の場となりうる居場所につきましては、児童の健康増進や自主性・創造性を高めることを目的とした児童館や共働き等で日中、保護者がいない家庭の児童が放課後、安全に生活できる場所となる放課後児童施設のほか、世

代間交流の場として、東福社会館を活用した「ひがしふくし広場」がありますが、これらの施設には、子ども食堂の機能はないところでもあります。また、子どもの「居場所」につきましては、本年度実施しました「美唄市子どもの生活実態調査」によりますと、児童・生徒対象の調査項目に、「平日の放課後に夜までいることができる場所」の利用の有無についての設問があり、「あれば利用したいと思う」との回答が22.9%、「利用したいと思わない」との回答が57.0%となっております。また、同じ調査で、「朝ごはんを無料か安く食べることができる場所」及び「夕ごはんを無料か安く食べることができる場所」の利用の有無についての設問では、「あれば利用したいと思う」との回答が、「朝ごはん」では27.1%、「夕ごはん」では37.9%、一方、「利用したいと思わない」との回答が「朝ごはん」では48.1%、「夕ごはん」では44.9%となっております。このため市としましては、今のところ「子ども食堂」の開設は予定しておりませんが、コロナ禍において、子どもの生活を取り巻く環境は著しく厳しい状況にあることから、令和4年度から学校給食の無償化や中学生までの医療費無償化、就学援助事業や学力向上プロジェクト推進事業の拡充、さらには、高校等奨学金給付事業の新設など、子どもたちの未来への新たな支援や、さらなる充実に取り組むこととしております。なお、市民や地域の方々、企業等が取り組む「子ども食堂」につきましては、開設や実現に向けての相談等に対応してまいります。

次に、子どもの権利条例の制定についてありますが、子どもが幸せに生きる権利につ

きましては、「児童の権利に関する条約」のほか、日本国憲法や児童福祉法、児童憲章などにうたわれているところでもあります。本市におきましては、美唄市まちづくり基本条例や第7期美唄市総合計画、さらには、第2期美唄市子ども・子育て支援事業計画などにおいて、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利など、その理念を共有したものとなっており、これらに基づき、様々な子育て支援や保育サービスの充実、児童虐待の防止などに努めているところでもあります。さらには、子どもたちが生まれ育った環境の経済や社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができる機会と環境が提供されるよう、学校給食の無償化など、子育て世帯の経済的負担軽減に向けた施策に取り組むこととしております。国においては、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に基づき、こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設が予定されており、その取り組みの中では、こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案が重要とされております。このため、子どもの権利を保障し、子どもを誰1人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという観点から、市民の皆様の意向を十分踏まえながら、条例制定について、調査・研究してまいります。

●教育長天野政俊君（登壇） 初めに、教員の働き方改革についてであります。令和3年4月から「公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、「休日のまとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制の適用が可能となったほか、文部科学省において「公

立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められ、その中で教員の時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間と位置づけられたところでございます。このため、本市においても、「美唄市学校管理規則」や「教職員の働き方改革アクション・プラン」において、時間外在校等時間の上限を規定するなど、教員の勤務時間の適正化に取り組んでいるところであります。

次に、サービスを監督する教育委員会の役割といたしましては、市内小中学校における働き方改革を進めるための計画等や教職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めるほか、働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組の主体的な実施に努め、毎年度、全ての小中学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施することとなっております。また、学校の役割といたしましては、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置づけ、全教職員の共通理解のもと、「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員1人1人の意識改革の促進に努めるほか、アクション・プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進することとなっております。

次に、1年単位の変形労働時間制につきましては、多くの方が意見を述べているところを報道等で承知しているところであり、私といたしましては、この制度を活用することだけで教員の業務量が縮減されるものではなく、

他の取組と併せて講じることにより、学期中及び長期休業期間中などにおける業務量を確実に削減できるもので、学校の働き方改革を推進するための1つの選択肢であると認識しているところであります。

次に、「1年単位の変形労働時間制」の導入についてであります。令和2年9月に、道教委から各自治体に対し、制度の導入について、意向調査が実施され、本市では、「令和3年度から、職員が活用できるよう導入を検討したい。」と回答したところでございます。市教委では、令和3年1月に、各学校の管理職から、職員の時間外勤務の状況や学校での働き方改革の取組状況を確認した際、「1年単位の変形労働時間制の導入」についても意見を伺い、学校からは「制度を理解してから導入した方がよい。」「個人の勤務時間を管理することは事務量の増加につながり、働き方改革と逆行するのではないか。」「他の自治体の状況を確認しながら進めた方がよい。」など、多くのご意見をいただいたところでございます。市教委といたしましては、学校からの意見も踏まえ、制度の導入に当たっては慎重に検討する必要があると判断し、令和3年4月からの制度の導入は見送ったところであります。

次に、教職員の働き方改革アクション・プランについてであります。本市では、教員が健康でやりがいをもって働くことのできる教育環境を整え、子どもたちと向き合う時間を確保することは大変重要であることから、平成30年6月に、教員の時間外勤務を縮減するため、部活動の休養日・活動時間の遵守や学校閉庁日の設定、ICT機器の整備、教員の時間外勤務の縮減の意識付けなどを目標に

掲げた「教職員の働き方改革アクション・プラン」を策定し、令和2年8月には、時間外在校等時間の上限の設定や部活動の休養日・活動時間の内容の見直しを行いながら、この「アクション・プラン」をもとに、各学校と連携し、教員の働き方改革に取り組んでまいりました。市教委では、市内全校に校務支援システムを導入し、教員の在校時間を把握するとともに、教員の授業準備や児童生徒の管理、職場の会議にかかる時間の縮減、ICT機器の環境整備、教員の業務をサポートするスタッフの配置を行い、教員の時間外勤務の縮減に向けて取組を進めてきたところであり、今年度、「アクション・プラン」に掲げた目標や、教員の時間外勤務の検証を行い、目標としていました部活動の休養日と活動時間の遵守や、教員の勤務時間の意識付けのための取組、学校閉庁日の実施については、おおむね目標は達成できたものの、教員の時間外勤務については、全教職員の3割が上限以上に勤務していることが分かったところがございます。このことから、昨年9月には、検証結果を踏まえた、新たな「アクション・プラン」を策定したところであり、全ての小中学校において、勤務時間を意識した働き方改革を継続して取り組んでいくことが必要であると考えているところでもあります。

次に、「#教師のバトンプロジェクト」についてですが、このプロジェクトは、教員を目指す若者たちに仕事の魅力を伝えるため、文部科学省が教員たちにSNSでの発信を呼びかけ、自分の学校や地域の教員の取組を遠く離れた教員に、ベテランの教員から若い教員に現職の教員から教員を目指す学生や

社会人に学校の未来に向けてバトンをつなぐための取り組みであると承知しているところでもあります。しかしながら、寄せられた声は、長時間労働や部活動の負担を挙げ、当初の想定を超えて過酷な勤務環境を訴える声が多く、文科省が目的としていた取組結果とはならなかったものの、先生たちの生の声を聞く良い機会となり、このような現場の声が、改善につながり、プラスに転じていることも少なくはないのではないかと考えているところでもあります。教員の長時間労働や精神的な負担が深刻化している中、私としましては、この取組を前向きに捉え、現場の声を直接受け止めることが必要であると考えているところでもあります。このため、学校現場での教員の声に耳を傾け、長時間労働の解消や働き方の改善などに努めてまいりたいと考えております。

次に、いじめ、不登校の現状と課題についてですが、文部科学省が実施した「令和2年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の報告書によりますと、道内の公立小・中学校におけるいじめの認知件数は、小学校では1万5,824件、中学校では2,686件で、市内の小学校では204件、中学校では19件となっております。また、いじめの対応につきましては、小学校、中学校とも、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるとの回答が全体の約4割を占めているところです。本市の傾向といたしましては、児童生徒の様子をきめ細やかに把握し、軽微ないじめも見逃さないなど、積極的な認知が図られている状況が見られるところです。

次に、道内の公立小・中学校の不登校児童

生徒数につきましては、小学校では2,696人、中学校では6,177人で、市内の小中学校では3名、中学校では19名となっております。また、不登校の要因につきましては、小学校、中学校とも、本人に係る状況で「無気力や不安」が全体の約4割を占めているところがございます。本市の不登校児童生徒数については、増加傾向にあることから、継続的な支援の拡充のため、医療機関などと連携した対応を行っているところであります。

次に、いじめ、不登校に係る取組につきましては、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、毎月いじめアンケートを実施する学校や児童生徒の状況を共有するため、毎週、校内委員会を開催する学校など、それぞれ工夫した取組が行われているところであります。また、教育委員会においても、毎月、生徒指導交流会を開催し、生徒指導上の諸問題や個々の実態に応じた対応を検討するほか、各学校の代表が集まりいじめについて考える「仲間づくり子ども会議」を開催し、いじめを生まない環境づくりに取り組んでいるところであります。さらに、保護者や地域の方々には、学校便りや学校のホームページにおいて学校評価による児童・保護者アンケートの実態などを報告するとともに、「コミュニティ・スクール」やボランティア活動を通じて、家庭や地域とともに子どもたちを育てるという視点に立ち、学校運営にご協力いただいているところであります。教育委員会といたしましては、引き続き、校内における生徒指導体制の確立や道徳教育を推進するとともに、保護者や地域との連携を強化し、児童生徒が安全安心に通える学校づくりに向けて取り組

んでまいります。

●10番紫藤政則議員 第三セクターについてです。定義等の意義についてなんですけども、民間の良いところを活用して、地域の活性化を図ると。その事業は公共性、公益性の高いものというご答弁でした。ということは、民間でできるものはやらないと、こういう認識でいいのかどうなのか。

2つ目は、総務省通知でございますが、この通知の中にご答弁がありましたけども、私どもが把握できるのは、いわゆる地方自治法上の規定によるご報告と、第2回定例会でハイテクセンターに関しては報告があります。これは出資の比率のことから、それから損失補償等の問題がありますから、こういうことでルール通りあらわれていると思うんですが、この三セクの改革ということを受けて、国はいわゆる行政が主導的な役割を果たしている三セクについて、全て市民に向けた情報の開示、それと議会の報告ということにすべきだという一文を見たことがございます。なぜならば、市が出資をして役員を送り込んでいるとあるにかかわらず、その状況というのを把握するすべがないんです。決算で、財産調べて出資金がいくらかというのはまとめて出ますけど、その内訳もない。この状況で、どんなことをやっていて、どんな公共性、公益性があるのかということがわかりづらくなったということがありますので、これらを情報公開、情報開示についてBMCも対象にしたい、こんなふう思うんですよ。方法はいろいろあろうかと、お任せをいたしますが、ぜひお取り組みいただければと思います。

それから市行政の関与です。健全経営になるよう助言するというので、「助言」という表現が使われました。これは株式会社ですから、会社の利益のために役員の方関わるんですよ。「助言」とかという、上からの視点でなくて、経営の一角を占めているわけです。そういう視点で考えたときに、私は2020年の8月に臨時議会がありまして、そのときに市長に大綱質疑を申し上げました。「コンピュータ機器、iPad、これは電気屋が誰でも取り扱えるのに、何で三セクが関わらなきゃいけないのですか、民業圧迫じゃないの。」というお話をしました。市長は「ルールでやっているので問題ない。ただ三セクの在り方については、これから考えていきたい。」というようなご答弁がありました。それから2年経っていますけど、動きが見えないということでございました。私は、これは行政が関与すべき、留意すべきことであると、強く思うんですけど、再度お答えをいただきたいと思います。

それから、「子どもの権利条約」でございます。今年の新年度の予算、明後日くらいから予算審査が始まります。各般にわたる審査が行われるわけですが、私は過去にないぐらいの教育に対する思いが込められた予算だと考えています。先に発言された議員からもご発言がありましたけど、この給食の完全無償化、奨学資金の生活保護の倍率が1.2から一気に1.5になる。対象者は拡大をするわけでありませう。さらに、給食会計の公会計化の移行というのもある。高校の経済的に大変な家庭への給付の奨学金という給付金も出る。私は非常にうれしく思っております。お金の心配というのは当然出てきますけど、これらも含めて、

高く評価をするわけでありませう。市政執行方針でも市長も教育長も異口同音に子どものことを大きく触れました。美唄の未来であると、美唄の宝ですと。小学校、中学校入れて今、1,000人ちょっとと承知をしておりますけれども、この子どもたちが健全に過ごせるように、そして自分の考えでものが考えられるような子どもをつくっていくということはとても大事だと、私は申し上げました。「子どもの権利条例」というのは、条例を作ればいいってもんじゃないんですけれども、条例を作ることによって、教育長が変わっても、市長が変わっても、市民が作った条例であります。これはやはり、子どもに対する市民の考え方というものを盛り込んだものになると考えるんです。ですから、いろいろな施策の中に生かしても、恒久的ないわばバックボーンとして、これは検証条例的なものに近いですが、そこを制定するという意義は大いにありますので、ぜひ、先ほどの調査・検討ということでしたから、あまり好きでない言葉なんですけど、もう少し積極的に考えていただけないだろうか、そういう思いで申し上げましたので、ご答弁いただければと思います。

●市長板東知文君 第三セクターの意義の考え方についてであります。第三セクターは、公共性、公益性が高い事業について、地方公共団体が直接実施するよりも効率的に事業を行うことが可能となることに意義があると認識しておりますが、会社法法人の第三セクターにおいては、会社法上、営利を目的とする法人であり、民間企業と同様の経営手法で事業を実施するという意味においては、民間企

業と何ら変わらないものと認識しているところでもあります。

次に、第三セクターの財務状況などの情報公開についてであります。総務省の策定した指針においては、第三セクターの財務書類等の報告・公表に加え、現在の経営状況や将来の見通し等について、議会・住民に対して、わかりやすく説明し、理解を得ることが必要であるとされていることから、今後につきましては、他市町村の状況などを調査し、対象とする要件や基準も含め、どのような情報開示が適当であるが、さらに調査・検討してまいります。

次に、市が関与する際の留意すべきことについてであります。株式会社美唄未来開発センターは美唄市競争入札参加資格申請を受け、資格要件を満たしていることから、入札参加資格名簿に登録となっており、入札に参加することに際し制限を設けてないところでございます。また、このことにつきましては札幌市をはじめ、道内他市においても、第三セクターが競争入札参加資格要件を満たしている場合、入札に参加するに際し制限は設けていないことを確認しているところでございます。業者の選定に当たりましては、今後とも法令にのっとり適正に対応してまいります。

次に、「子どもの権利条例」の制定についてであります。私は「子どもが地域の宝であり、未来、希望そのものである」との考えのもと、本市の子育て施策の充実に取り組んでまいりました。今後におきましても、次代を担う子どもたちが心豊かに健やかに育まれる、まちづくりを推進していく所存でございます。今後につきましては、特に「子ども食堂」を

含めて、子どもの貧困対策につきましては、基本的な考えとしまして憲法含め法令にのっとり、国の責任において、全国的、統一的に対応すべき課題であると認識しているところでございます。今、国におきましては「子ども家庭庁」の創設に合わせ、あらゆる場面で子どもの権利を包括的に定めた「子ども基本法」の制定が議論されているところでございます。こうした国の動向も踏まえるとともに、他市の状況も参考としながら、「子ども権利条例」の制定につきましては、検討してまいりたいと考えております。

●10番紫藤政則議員 三セクですけど、市の関与に関して、これは資格要件があるから問題はない。他もやっているじゃないかと、こういうことです。私は壇上で申し上げましたけど、BMC36年やっていますね。この間、事業目的が拡大しているんですよ。私は、BMCは当初の事業目的というものをしっかり受けて、そして地域にとって、より大切な三セクであるように願っている1人なんです。BMCにいじわるする気は全くないんです。なぜこうやってしつこく言うかって言いますと、BMCの現在事項全部証明を登記所に行ってみせてもらいましたら、カタカナから漢字にだんだん業務を拡大しているんです。不動産の管理、賃貸、有価証券の保有、運用、医療機器の設計、開発、販売、賃貸電気通信機器の設計、開発、販売、賃貸。そして指定管理も行うと。そして先ほどご答弁ありましたように、いわゆる行政支出が多額になってきているわけでありまして。ある種、行政によりかかった、公的な支出によりかかった、三セクと言ってもいいのかと。全体の経営状況

は私きちっと見ていませんからわかりませんが、それでなぜ電化製品の物販をやらなければいけないのかということなんです。これは市内に電気屋あります。いわゆるソフトウェアとかハードウェアとかって言いますが、電気屋さんが全部修理してくれる時代じゃないんです。専門家が修理するか、新しいの買えって言われるくらいです。前は、本当に地場に定着して、修理もできる、そういうようなお店でした。それから扱う量についても、これは1つから1,000、2,000と簡単にできるようになりました。電気の知識がなくても庶務ができるようになった。こんな時代が変わってきています。私は、事業の意義というところにまた引かかるんですけど、私が尊敬しています「第三セクターの経営改善と事業整理」ということで、ご本をお書きになっている宮脇淳さん、この方は市町村合併のときにもご助言いただきましたし、それから指定管理者制度に対する著書も数多くありまして、これらの債務調査等に関する調査研究会の総務省の座長も務められた方で、北大の教授でございます。この方のご本の中に、これから残って、言わば事業を継続する第三セクターというのはどんなものなんだろうと、どんなものが必要なんだろうかというときの判断材料として、住民ニーズとかあるんですけども、民間事業者との間で、事業の競合性が発生することになる。民間事業者が多数参入している、もしくは参集可能なのであれば、そもそも事業は民間事業者に任せられるような話である。第三セクターが存在することにより、民間事業者の経営を圧迫したり、そのような事業は住民ニーズを満たすものと

は言えないだろうと、こういうことが書かれています。これは、私はご本を読まなくても、この制度を理解しなくても、職員は発注側にもあるわけです。一方、片方は株式会社として受注する側、契約の当事者になりうるわけです。市の職員が両方の立場に関わるということ、これだけ見ても矛盾と思わなければならない。しかし、地域の振興策とか、実際に物販やらざるを得ない三セクでやっている、そういう事例もある。私は全体業務、全部見直せってわけではないです。2050年のカーボンニュートラル、再生エネルギー、言わば文字どおり美唄の未来を開発する、そういう組織体としての役割を果たす。これは、もっとあるという気がしてなりません。民間の電気屋さんをいじめることをやめたらいいんじゃないでしょうか。そう思うんですけど、それでもやるというのか。もう、4回目は嫌な顔されるからやめますけど、先ほど他也やっているのではないかという同じ答弁もありました。いわゆる自治体の政策として、例えば障がい者の雇用を守るために、物販をやっているところはあると思いますよ。その政策として、違う視点の施策としてある。物を言える政策でやっているところあるかどうかよく調べてみてくださいよ。そして例えば、指名願いのときにあげても、指名するのはこちら側でしょ、行政もあるでしょ。状況を見て判断をするというための指名願いを受けて、指名願いが上がっているから順番きたら指名するとかっていう意味で、ローリングしてくっついていかな、そういうような対象にすべきではない。物によっては、市内の業者なら出来ないものはあるかもしれません。できることを指

名したらだめだと思いますよ。顔を見ていますと、また同じ答えが来るのかなっていう不安感あるんですけども、これだけ熱を込めてお話ししましたが、これをご覧になっている市民の皆さんいらっしゃるかもしれないけど、私はぜひ、この問題をもう少し他の状況なり、第三セクターがあちこちこけて、そしてようやく国が地方財政の健全化の法律が出来て、慌ててお達しを出したと、将来負担比率は来るからね、夕張みたいにならんようにということです。しかし、市民が税金を投入して、出資をしている。そして幹部職員が取締役として3人も名前を連ねている。株式会社、その株式にとってプラスになる、利益になるようなことをしなきゃならんでしょ。取締役さん違いますか。もう少し、検討してみてくださいませんか。何も心配ないという話だから、今までの答弁では納得出来ない。

●市長板東知文君 市が関与すべき、再度留意すべきことについてであります。美唄未来開発センターの設立当初は、急速に情報化が進展し、大型汎用機や市独自のシステム開発など、当時、市内の民間企業では対応出来ない業務を担ってきたところでございます。そのまま時代が進むにつれて、その役割が歴史的に変わってきて、今では民間でも対応可能な事業が多くなってきているものと認識しているところでございます。こうしたことから、役員の配置、それから出資金の在り方など、第三セクターの関わりにつきまして、既にこれまで民間投資の方で、代表取締役2人制でございましたけども、1人にしたという中で、そういった関与の仕方の在り方の見直し、検討も行っているところでございます。

今後とも、そういったことを十分踏まえながら、また他市の状況も十分参考にしながら、市の関与の在り方につきましては、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 一般質問中ではありますが、午後1時10分まで休憩いたします。

---

午前11時53分 休憩

午後1時10分 開議

---

●議長金子義彦君 休憩中に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。6番山崎一広議員。

●6番山崎一広議員（登壇） 私は第1回定例会において、大綱4点をお聞きします。

大綱1点目は、市政執行方針についてであります。その1つ目に、基本姿勢についてであります。板東市長にとっては、新たな想いをいれる定例会かと思えます。迎える新年度、令和4年度に向けた予算と執行方針ですが、市の最高機関である美唄市まちづくり条例の3つの理念について、人権の尊重、平和の希求、自然との共生と言われ、基本原則を図り、市政執行に当たると言われましたが、この定例会は板東市長にとっては、新たな想いがある定例会であると考えています。それは、市制執行方針の冒頭でも述べられております。市政を扱って2年7か月と、ある意味、任期最後の市政運営に当たると思えます。このことから察しますと、執行するに当たりまして、決定的な鍵を握る、全職員の誇りある使命感、責任感に裏打ちされる結束をどのように引き出そうとしているのか。また、本市の地域総合でもある、事務局ともいえる市役所全体的

な士気（モラル）を上げて、どのように引き出そうとしているのかお聞きします。

次に、大綱の2点目は、財政状況についてであります。令和3年度の一般会計の決算見通しについてであります。非常に厳しい行財政環境の中、年度末まで残すところ1か月を切りました。一般会計の令和3年度決算の見通しについてお聞きします。財政再建で財政健全化の道筋をつけ、本市の将来への不安を解消するとともに、新年度予算にも計上されております市立美唄病院の建設に向けた実施設計も新年度予算に盛り込まれておられます。新年度予算では、新規事業と申しますか、盛りだくさんですが、そのうちの1つに、学校給食の無償化、医療費の全額助成の対象を本年8月から中学生まで上げたところですが、さらに市営墓地参道整備、長年の懸案事項でありました、し尿処理場解体事業の実施設計、そして、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄の整備事業など、他にも数多くの事業が今定例会に上程されてきました。来年の自身のことを意識していたのかわかりませんが、それとも、ふるさと納税の伸びに伴う新規事業を進めようとしているのかはわかりませんが、美唄に暮らす喜びと誇り、新たな時代の豊かさをつくり上げるには、市民の立場として見ますと、私は大賛成です。特に、子育て支援や学校教育の関係は共感、賛同いたします。ただし市長、使い道を間違っはいけませんし、無駄遣いもいけません。しっかりとした財政推計を立てて進めていただきたいと思っております。そこでお聞きします。普通交付税、特別交付税について、令和3年度の予算額を見ますと、普通交付税が56億7,300

万円、特別交付税が11億6,400万と見込んでおられますが、この冬の豪雪は11月末から休むことなく雪が降り続き、昨年と比べますと若干ではありますが、降雪量は少ないものの、一時期は上回る勢いで降り続き、年末年始と雪かきに追われた市民の方々が多くおられます。私もその1人ですが、令和3年度の交付税並びに特別交付税の見通しの現状について、国では、この冬の豪雪で被害を受けた19道県の232市町村に対し、3月特別交付税を一部繰上げて交付するとの報道がありました。このうち、道内は68市町村で、51億1,100万円が配分されることとなりましたが、除排雪で追加経費として、資金繰りが困難となる自治体に支援するための対応となっています。札幌市においても、4億9,400万円と、道内最高額とお聞きしております。本市は昨年、0配当の追加を期待しているところですが、聞くところによると、ないというお話は聞いております。そこでお聞きします。決算見込みをどのように見込まれておられるのか。これらの交付税額はいくらくと見込んでおられるのか。

大綱の3点目、職員の健康管理については、いわゆるメンタルヘルスケアですが、ちょうど1年前、昨年の1定でもお聞きしましたが改めてお聞きします。全ての働く人が健やかに、生き生きと働けるような気配り、援助をすること及びそのような活動は円滑に実施されるような仕組みをつくり、実施することを行います。全ての働く人を対象としていることが大切なポイントでもあります。現在はコロナ禍でストレスが特に溜まりやすいと言われております。また、今の時期、特に春先は

気持ちも精神的に不安定になりがちだと言われております。そこでお聞きします。健康管理に向けた取組について、現在、長期で休まれている方がメンタルの部分と言われる方々は何人くらいおられるのか。また、長期にわたり休まれている方は、このうち何人くらいおられるかお聞きします。過去には職員係で保健指導員の方がおられたと記憶しておりますが、それらを検討しないのかもお聞きします。対策というか、対応はどのようにされているのか。そのような中において、人事交流で総務省や農林水産省、そして東川町と、職員を派遣し、人材育成を図ると言われている、人手が足りないのではないのかと若干危惧しております。このことについてもお聞きいたします。

大綱の4点目は、刑事告訴です。美唄市が平成30年7月に告訴し、その後、不起訴となり、今度は逆に告訴された市民が現在、美唄市と元教育長を被告とし、損害賠償請求訴訟が行われていると聞いておりますが、私は過去にもお聞きしましたが、どのように考えておられるのか。改めてお聞きします。お聞きしましたら、「深くお詫びいたしたい」と思いますとの答弁があったと記憶しております。しかし、いまだに訴訟が約2年近く経過して、解決していなのはなぜなのか。訴訟には、弁護士費用も相当かかっていると思いますが、どのような考えをお持ちでおられるのか。あわせて費用も現在までいくらかかっているのか、お聞きします。

●市長板東知文君（登壇） 基本姿勢についてであります。私としましては、現在のコロナ禍の中で「市民の命と暮らしを守る」こ

とを最優先課題としつつ、急速に進む少子高齢化や人口減少、さらには格差などの課題に的確に対応し市民の皆様の目線に立って、「美唄に暮らす喜びと誇り」という新たな時代の豊かさを創り上げるため、「第7期美唄市総合計画」の目指す都市像である「ともに支え合い、分かち合う、田園文化創造都市びばい」の実現に向けて、市政の推進に取り組んでまいります。また、ポスト・コロナの時代においては、生き方や働き方を含めた多様性のある「分散型社会への移行」をはじめ、比較的小規模かつローカルな性格を持つ「生命」中心の経済への転換を進めていくことが求められるなど、新たな時代の変化が加速する中で、時代の流れを活かし、美唄市の持つ可能性を着実に実施していくため、地域課題に勇気をもって挑戦し、美唄らしい未来を切り拓く取組を進めてまいります。このため、職員につきましては、新たな時代の変化に迅速かつ的確に対応するため、職員1人1人の能力や可能性を引き出すとともに、限られた人材を有効に活用し、組織としての総合力を高めるほか、将来を見据えた、国や自治体との人事交流や派遣研修などにより、市民の皆様の信頼と期待に応えることができる人材の育成を図ることを基本姿勢として取り組んでまいります。そして、私自身が職員と同じ目線に立って、公平性、公正性、透明性を基本に、法令等を遵守し、常に誠実に職責を果たしていくことによって、市役所が市民の皆様の信頼と期待に応えられる組織となるよう取り組んでまいります。

次に、今年度の地方交付税の見込みと、一般会計の決算の見通しについてであります。

地方交付税の見込みにつきましては、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は、決定額が約63億6,800万円となり、現計予算との比較では、約2億7,100万円の増となっております。

次に、特別交付税につきましては、当初予算額約11億6,400万円に対し、今定例会において上程している案件を含め、補正予算により、約1億6,700万円を増額し、現計予算額は約13億3,100万円となっており、このうち12月交付分として約2億900万円が交付済みとなっております。また、3月交付分につきましては、今月下旬に決定される見通しですが、本市への特別交付税の配分に対しましては、昨年4月及び7月に続き、本年1月にも総務省に出向き、昨年の記録的な降雪状況並びに水道事故に伴う対応経費分を含む要望活動に取り組んでいるほか、あるいは3年度限りの措置として、原油高騰価格に伴う経費増額分の一定割合が交付される予定となっていることなどから、現計予算額程度の配分があるものと見込んでいるところであります。

次に、一般会計の決算の見通しにつきましては、今後の降雪状況による除排雪経費やふるさと納税の寄附状況などの不確定要素はあるものの、地方交付税のほか、市税及び各種交付金についても、予算額を確保できる見込みであることから、実質収支において、黒字決算を見込んでいるところであります。

次に、メンタルヘルスケアについてですが、職員の健康管理に向けた取組につきましては、法令に基づくもののほか、美唄市職員健康管理規則に基づき、衛生委員会を設

置し、職員の安全と健康の確保に努めているところであります。

次に、メンタルの不調による病欠者・休職者の現状につきましては、病欠者が2名、休職者が1名となっております。

次に、メンタルヘルス対策につきましては、早期の発見や予防が重要であると考えております。このため、医療機関とメンタルヘルスケアアドバイザー契約を締結し、職員と、その家族、管理監督職員が、医療機関、あるいは市役所内において、相談を受けることができる体制を整えているほか、労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを実施し、必要な場合には、産業医の面談を受けることとしております。また、休職等による長期の欠員が見込まれる場合には、業務への影響などに配慮し、必要に応じて人員配置により対応しており、休職職員には、円滑に職場復帰ができるよう、職場の環境整備に努めているところであります。今後とも、職員の健康状態の把握に努めるなど、職員の健康管理に必要な対策をしっかりと講じてまいります。

次に、平成30年7月に告訴した件についてですが、平成30年7月以降、これまで訴訟に要した主な弁護士費用につきましては3件ありまして、1件目は補助金を不正受給した可能性があるとして、本市教育委員会が告訴した告訴状の作成に係る手数料10万8,000円、2件目は、本市を被告とした公文書の公開決定等を求める請求事件の着手金71万5,000円、3件目は、本市及び前教育長を被告とした損害賠償請求事件の着手金178万5,300円であり、合計で260万8,300円となっております。

次に、去る令和2年11月20日に、訴状の送達があった本市及び前教育長を被告とした損害賠償請求事件につきましては、原告代理人弁護士の体調不良等から弁論準備手続が約8か月中断したことなどにより、現在も継続しているところであります。私としましては、過去に起こした訴訟により、市民と行政の関係がこうした状況であることは非常に残念なことだと考えており、その解決に今後とも努めてまいります。

●6番山崎一広議員 1点目、市政執行方針です。これ私の記憶が勘違いだとすれば大変申し訳ございません。首振るだけで結構です。執行方針、以前は事前に配付されていたかなという気がしたんですけども、違いましたか。記憶がちょっと定かでないですけど、もしそうでしたら、1日に配布されて2日の4時までは、ちょっと読み切れるまで時間がかかるかなと。市長が壇上で読み上げるのもありますけれども、こちらも調べて、質問するのちょっと時間がないのかなと。せいぜい議員協議会とか含めて、予算執行の部分だけでもいいから事前に配付してほしいなど、これは要望しときます。それと、質問通告は2日の4時までです。ところが私2日の午前中で3課3人の課長さん呼んで、答弁調整はしました。それが、先ほど来たのが最後だと思うんですけども、こんなに再質問含めて遅かったら、私真剣に再質問出来ません。もう少し早くしていただかないと、次の部分でも先ほど言いました、メンタルの部分で職員やっぱりちょっとやられてしまいますよ。こんな部分少し考えていただきたいなと思います。それと、執行方針の中によく出てくる地域おこし

協力隊に依存して、少し多過ぎるのではないかという気がしております。そのために、職員の存在、価値、能力を持っている職員にもっともっと表に出て、やる気を引き出すことが私は大切ではないかと思えます。この辺もどのように考えておられるのか、前段の部分と併せて明確な答弁をお願いしたいと思えます。

財政状況はわかりました。先ほども言いましたが、良いものは良い、悪いものは悪いと私言います。本当に今年の予算は、家族を持っている、子どもを持っている親は本当に喜んでおります。これは私からも、先ほど同僚議員からも言われました。大変いいことだと思います。ぜひ今後とも、続けてほしいと思えます。

あとメンタルです。これも2回目です、ちょうど1年前ここでやりました。同じようなことがやっぱり今でも2人と1人ということで、まだ予備軍が何人かおられるんではないかなと思います。昔、職員係におばちゃんって言ったら怒られますけども、女性の看護師がおられたと思います。私も水道にいたときにあなた血圧が高いって言われて、あんたに心配されることないって文句言いましたけども、そんな部分は、やはり歳がいけばいくほど心配になってきます。こんな部分、是非とも職員の健康管理、すぐ近くにも青空クリニックありますけども、市内にはそういう病院が多いです。ぜひとも、市外に行かれる方も多いので、ぜひともこの辺、市長さん、やはり職員係含めて取り組んでいただきたいなと思います。これも要望します。

それと刑事告訴です。これはちょっと重た

い問題だなと思います。過去にも同僚議員が大きな声を張り上げて、教育長とやっておられたと記憶しております。原告がこの庁舎において当時の指定管理者選定委員会や市教委から長時間の質問と圧力があつたと私はお聞きしております。当時HTBでも放送され、選定委員長と教育長に対する質問が引き金になったと私は思っております。指定管理者選定委員会において、市民会館の指定管理であった文化協会の再委託選定先に対し、度重なる事情聴取、そして突然の戒告、さらには長年美唄市の文化事業の中心になっておりました文化協会の指定管理者の不選定、このことにより、NPO法人美唄市文化協会の解散、どうしてもつながりがあると思えません。先だって、道の方でも指定管理の関係で問題になって、テレビ報道、新聞報道もありました。何かこれが引っかかるんですよ。図書館だったと思いますけど、私が現体制になってから当時の指定管理選定委員会が、なぜ本来の目的とは逸脱して何回も開催されたのか。議事録も検証されたのでしょうか。当時の選定委員のメンバーがここには2人おります。副市長さんと監査委員さん。そしてさらには庁内には再任用の方、今月で終わりかな、複数おられるので、検証は一度されてもいいのかなと私は思います。どのようなことを聞かれたのか。逆に、どのような誘導されたのか。これも、お聞きするべきだと思います。訴訟が早期に解決することでは当然と思いますが、いかがお考えなのか、お答えをお願いいたします。

●市長板東知文君 はじめに、職員の士気の問題、それから地域おこし協力隊の件でござ

いますが、現在、地方におきましては人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面する一方、若者を中心に地方志向や田園回帰、こういった流れが進んでおり、このようなことから、地域に変化を生み出す、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されているところでございます。こういった中で「地域おこし協力隊」は、その地域の担い手として活躍するにとどまらず、職員とともに、地域住民との交流が地域の課題解決や新たな価値を生み出す、内発的発展につながるほか、将来的な移住者の増加にもつながることが期待できると考えております。また、「地域おこし協力隊」は、受入側のみならず、地域に係る人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらすものであり、双方にとって非常に重要な意義があるものと考えているところでございます。このように、地方が地域づくりの担い手の育成・確保という課題に直面しているということ、また一方で若者を中心に地域と関わる機会が多様化していることを踏まえ、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「地域おこし協力隊」に着目した政策に取り組み、職員とともに仕事をしながら、地域の課題解決を進めることが、職員の意識改革も含めて、今後の地域づくりにとって非常に重要なことになると考えているところでございます。

それと、裁判の関係でございませうけども、先ほど申し上げました、こういった過去に起こした訴訟により、市民と行政の関係がこうした状況にあることは非常に残念なことだと

思っております。現在訴訟中ということもあり、これに関する考え方について、この程度にさせていただきたいと思っております。

●6番山崎一広議員 刑事告訴、訴訟について最後やらせていただきます。市長は当然です。今、係争中なんで余計なことは言えないと思えますけども、ただ、読み上げるわけにはいきませんが、当時の教育長さんからお手紙いただいております。この文面に、読み上げるのは問題があるのでやめますけども、当時の監査委員だった方が挨拶にこられて、本人は非常にその態度と言動に激怒したと書いております。どんな態度をとったかわかりませんが、聞いても言いません。ただ私今でも、当時の教育長さんとは親交があります。そんな部分、先ほど言いました副市長さん、監査委員さん、庁内には3人ぐらいいるのかな。市長さん自ら耳傾けて聞いてみてもいいと思います。どんなふうにされたのか、誘導されなかったかという話もされていいと思います。私はそのように伺っておりますし、そのように聞いております。それが引き金に、先ほど言ったHTBの問題が1番だったかなと思えますけども、質問したのと、答えたのと切り取って放送しています。そのテープもテレビに流れたやつも私持っていますけども、そんな部分、市長さんもう1回、市長さん訴えられてないんで大丈夫です。その辺、もう少し力入れてやっていただきたいとは思いますが。そうしないとこれいつまでたっても、長引いてしまいます。もし、次期選挙に私も出て当選させていただければ、この問題またいくと思います。あれから30年かかるかなと思うくらい、かなりしつこい民事ですけども、

長い刑事事件かなと思います。ある意味、昔市が訴えた件も何件かあります。これは本当に、当時言われた補助金返還でいいところではないかなと私も思っています。こんな部分、それが見当たらなかったという部分も返ってきていますので、この辺はどうか市長さんの判断で決断とは言いません。ちょっと実行してほしいなど。ここでの答弁あればいただきますけども、それに対する質問改めてはしません。よろしく申し上げます。

●市長板東知文君 刑事告訴等についてでございますが、現在、訴訟中ということでございますし、私は市長に就任してから私の立場でいろんな形で過去の報告を受けてございますし、私なりに調べてもございますし、さらに逐次、訴訟の経過については承知しているところでございます。いずれにいたしましても非常に、こういう状況にあるという訴訟関係があるということは非常に残念なことだと思っておりますし、できるだけ早期に解消、解決できるよう願いながら、しっかり対応してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

---

午後 1 時 4 1 分 散会

